

「学校図書館システム再構築及び運用保守業務」  
公募型プロポーザル実施要領

令和8年5月

甲府市教育委員会

## 1 趣旨

甲府市立小中学校36校で導入している現行の学校図書館システムについては、令和9年2月末に契約期間が終了する。学校図書館がこれまで以上に、児童生徒が自発的・主体的に読書や学習を行う場であると共に、読書等を介して創造的な活動を行う場として機能することを目指し、児童生徒及び教職員の両者が管理・利用しやすく、性能・機能がより優れた最新システムを導入することとする。

機器の更新と新たなシステムの運用・構築を行うことで、課題解決が可能となるシステムを選定するため、公募による企画提案（プロポーザル）方式を実施し契約を行う。

## 2 公募型プロポーザルの概要

### (1) 事業名

学校図書館システム再構築及び運用保守業務

### (2) 業務内容

別添「学校図書館システム再構築及び運用保守業務基本仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

### (3) 履行期間

- |          |                            |
|----------|----------------------------|
| ア システム構築 | 契約締結日から令和9年2月28日までとする。     |
| イ システム稼働 | 令和9年3月1日とする。               |
| ウ 運用保守期間 | 令和9年3月1日から令和14年2月29日までとする。 |

### (4) 提案上限額（消費税等相当額を含まない金額）

金56,927,000円

- |                             |                     |
|-----------------------------|---------------------|
| うち、①「システム構築及び運用保守（5年間）」の上限額 | <u>金36,054,000円</u> |
| ②「端末機器等の納入」の上限額             | <u>金20,873,000円</u> |

提案価格書を提出する際は、提案上限額及び内訳である①②の金額を超えないこと。

※ 上記提案上限額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

※ ①については業務委託契約、②については物品購入契約とし、それぞれ別個の契約とする。

※ 物品購入契約が、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」の規程により、議会の議決を要する契約（税込み2,000万円以上）となる場合は、

優先交渉権者と仮契約を締結し、議会の議決をもって本契約が成立するものとし、業務委託契約についても当該物品購入契約の本契約成立後、速やかに締結するものとする。

(5) 主催及び事務局

- ア 主催 甲府市教育委員会
- イ 事務局 甲府市教育委員会 教育部 教育総室 学事課 担当 松井、中沢  
山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎9階  
E-mail : kyogaku@city.kofu.lg.jp  
電話 : 055-223-7322

### 3 参加形態及び参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次のとおりとする。

(1) 参加資格要件

- ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定のいずれにも該当していないこと
- イ 公告の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者(更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- エ 公告の日から契約の日までの間に「甲府市物品供給(入札等)制度要綱」または「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- オ 市税の滞納がない者であること。
- カ 過去5年間(令和3年度から7年度)に、国または地方公共団体において本業務に類似する業務の受託実績を有すること。
- キ 「ISO27001/ISMS」を取得していること。
- ク 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。

(2) 参加資格要件確認基準日

甲府市教育委員会が参加表明書を受理した日から、提案事業者と契約を締結する日までの間とする。

#### 4 プロポーザルのスケジュール

本プロポーザルに関するスケジュールは次のとおりとする。

- (1) 告示 令和8年5月22日（金）
- (2) 質問受付 令和8年5月22日（金）～29日（金）
- (3) 質問回答 令和8年6月4日（木）
- (4) 参加表明書提出期限 令和8年6月10日（水）
- (5) 企画提案書等提出期限 令和8年6月25日（木）
- (6) ヒアリング 令和8年7月3日（金）
- (7) 審査結果通知発送 令和8年7月6日（月）
- (8) 優先交渉権者との交渉 令和8年7月6日（月）～8月中旬
- (9) 契約締結 令和8年8月中旬（予定）

※ 物品購入契約が議会の議決を要する場合、仮契約を締結し、議会の議決（令和8年9月下旬を予定）をもって本契約が成立するものとし、業務委託契約は当該物品購入契約の本契約成立後、速やかに締結するものとする。

#### 5 プロポーザルに関する資料配布

- (1) 配布期間 令和8年5月22日（金）から令和8年6月10日（水）  
（土曜日・日曜日・祝日を除く、午前9時から午後5時）
- (2) 配布場所 甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎9階  
甲府市教育委員会 教育部 教育総室 学事課
- (3) 配布方法 直接配布とし、郵送または電送は行わない。

ただし、甲府市ホームページ（事業者向け情報／入札・契約／入札情報（その他・公募型））から様式をダウンロードする場合はこの限りではない。

#### 6 企画提案に関する質問・回答

企画提案書の作成にあたり不明点等がある場合には、次のとおり質問書を電子メールにて提出すること。なお、電話、FAX、来庁による口頭・持参での質問及び期限を過ぎた場合の質問は受け付けない。

- (1) 提出書類 質問書（様式8）に記載のうえ提出すること。
- (2) 提出期間 令和8年5月22日（金）から令和8年5月29日（金）  
（土曜日・日曜日・祝日を除く、午前9時から午後5時）
- (3) 提出方法 電子メールのみ。

※ 電子メールの件名に「学校図書館システム質問書」と明記のうえ、送信し、送信後に受信確認のため電話連絡をすること。

- (4) 提出先 E-mail : [kyogaku@city.kofu.lg.jp](mailto:kyogaku@city.kofu.lg.jp)

- (5) 確認先 甲府市教育委員会 教育部 教育総室 学事課  
電話番号：055-223-7322
- (6) 質問回答 質問及び回答は、令和8年6月4日(木)に甲府市ホームページ  
(事業者向け情報／入札・契約／入札情報(その他・公募型))に掲載する。

## 7 企画提案書等の提出方法及び提出期限

- (1) 参加表明に関するもの
- ア 提出書類 参加表明書(様式1)、事業者概要等整理表(様式3-1)、類似業務受託実績等(様式3-2)、誓約書(様式5)  
法人市民税納税証明書(本実施要領11.その他(1)を参照)  
実績を証する契約書の写し
- イ 提出部数 正本1部
- ウ 提出先 甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎9階  
甲府市教育委員会 教育部 教育総室 学事課
- エ 提出方法 上記提出先へ直接持参すること(郵送不可)。
- オ 提出期限 令和8年6月10日(水)  
(土曜日・日曜日・祝日を除く、午前9時から午後5時)  
なお、提出期限に遅れた場合は参加を認めない。
- (2) 企画提案に関するもの
- ア 提出書類 企画提案書、導入機器及びソフトウェア一式内訳(様式自由)  
※ 企画提案書記載要領を遵守し作成すること。  
※ 表紙には様式2を使用し、紙製ファイルで綴じた上、表紙に件名を明記すること。
- イ 提出部数 正本1部、正本写し7部  
提出書類一式を保存した電子媒体(CD-ROM等)1枚
- ウ 提出先 甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎9階  
甲府市教育委員会 教育部 教育総室 学事課
- エ 提出方法 上記提出先へ直接持参すること(郵送不可)。
- オ 提出期限 令和8年6月25日(木)  
(土曜日・日曜日・祝日を除く、午前9時から午後5時)  
なお、提出期限に遅れた場合は参加を認めない。
- カ 留意事項 システム構築及び運用保守業務については作業範囲、スケジュール、保守体制、甲府市教育委員会との役割分担を具体的に明記すること。  
端末機器等の納入については、本システムの安定稼働に最適と判断した機

器構成及びスペックの提示に留まらず、市場に同等品が存在する中で、あえて当該メーカー・機種を選定した理由について客観的根拠（他社製品に対する優位性、システムとの親和性、費用対効果等）を付して明記すること。

企画提案書内には、見積金額や機器単価等の価格情報を一切記載せず、すべて、後述の提案価格内訳表へ明記すること。

(3) 提案価格に関するもの

ア 提出書類 提案価格書（様式4）

提案価格内訳表（様式自由）

※ なお、提案価格書と提案価格内訳表は割印を押印し、封入封緘すること。

※ 提案価格内訳表には、システム構築及び運用保守業務については、作業詳細と積算根拠を、端末機器等の納入については、機器ごとの数量、単価及び小計（積算明細）をそれぞれ明確に記載すること。

イ 提出部数 正本1部

ウ 内訳表特記事項

システム構築及び運用保守業務の内訳表には、システム機能要求一覧のうちカスタマイズを実施するものがある場合に項目を明記すること。

エ 提出先 甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎9階

甲府市教育委員会 教育部 教育総室 学事課

オ 提出方法 企画提案に関するものと併せて、直接持参すること（郵送不可）。

カ 提出期限 令和8年6月25日(木)

（土曜日・日曜日・祝日を除く、午前9時から午後5時）

なお、提出期限に遅れた場合は参加を認めない。

## 8 企画提案書に対するヒアリング

提案者による企画提案書に基づくプレゼンテーション、補足説明及び質疑応答の機会としてヒアリングを実施する。企画提案書及びヒアリングの内容を受け、選考審査委員が各事業者の評価を実施する。

(1) 実施方法

事業者ごとの呼び込み方式とし、持ち時間は企画提案書のヒアリング及び補足説明25分、質疑応答20分の合計45分とする。

ヒアリング参加者は5名までとし、本業務に直接携わる者が説明を行う。

追加提案資料の配布は禁止する。

(2) 実施通知

実施日時は令和8年7月3日(金)とする。

詳細な時間及び場所は、企画提案書受領後に書面にて通知する。

(3) 機器等

企画提案書の説明に必要な機器・インターネット回線等は全て事業者が用意する。  
ただし、スクリーンについては甲府市教育委員会にて準備する。

(4) 留意事項

企画提案書の補足説明及び質疑応答の内容について詳細な議事録を作成すること。

ヒアリングにおける発言内容及び質問に対する事業者の回答については、本事業において契約事項の一部となり、実施義務を伴うことに留意すること。

優先交渉権者として選考された場合には作成した議事録を提出し、内容について甲府市教育委員会の合意を得ること。

## 9 選考について

(1) 学校図書館システム再構築及び運用保守業務受託事業者選考審査委員会

選考にあたっては、「優先交渉権者選考方法」に基づき、学校図書館システム再構築及び運用保守業務受託事業者選考審査委員会（以下、「審査委員会」という。）において、企画提案書審査及びヒアリングを行い、企画提案内容を公平かつ客観的に評価し、最も優れた企画提案を行った者を優先交渉権者として選考する。また、次点交渉権者も併せて選考する。

(2) 優先交渉権者

審査委員会にて選考された優先交渉権者は、甲府市教育委員会と仕様等協議のうえ、甲府市教育委員会の決定を受けることにより受託事業者となる。

ただし、優先交渉権者と協議が調わない場合、甲府市教育委員会は、次点交渉権者と協議を行うことがある。

また、参加表明者が1者の場合であっても審査等を実施し、その提案内容が審査基準を満たすと認められる場合は、その事業者を交渉権者として選考し、上記協議を行う。

(3) 審査結果の通知

審査結果は、令和8年7月6日に応募者全員に文書で通知し、優先交渉権者のみを甲府市のホームページに掲載する。

なお、審査結果に対する異議申し立てをすることはできず、質問は一切受け付けない。

## 10 公募型プロポーザルの評価

企画提案書のヒアリングを実施した後、「優先交渉権者選考審査基準及び企画提案書記載項目」により企画提案書の評価を行う。

提案内容の評価のポイントについては、「優先交渉権者選考審査基準及び企画提案書記載項目」を参照のこと。

## 1 1 その他

- (1) 参加資格要件の市税については、市区町村税とし、納期限未到来及び延納証明があるものを除き、原則として完納した法人市民税納税証明等を提出すること。本店所在地の自治体が発行する証明書、または、甲府市内に営業所等がある場合には、甲府市の証明書を提出すること。
- (2) 企画提案書の作成・提出、ヒアリングの参加等一切の経費は、企画提案者の負担とする。また提出書類は返却しない。
- (3) 企画提案書に記載した担当予定者を変更する場合には、事前に甲府市教育委員会に届け出るものとする。ただし、その場合には従前の担当者と同等以上の技術を有することを示す証拠書類等を添付すること。
- (4) 提出書類の著作権等の取扱いについては、提出書類に含まれる著作物の著作権は提案者に帰属する。ただし、事業者選定結果の公表等において甲府市教育委員会がこの事業に関し必要と認める用途については、提案書の全部又は一部を無償で使用できるものとする。
- (5) 提案者は、1つの提案しか行うことができない。
- (6) 公募型プロポーザルに関する提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めない。ただし、甲府市教育委員会が認めた場合はこの限りではない。
- (7) 参加表明書提出後、参加を辞退する場合は、辞退届（様式6）を企画提案書の提出期限内に事務局宛てに直接提出すること。（郵送等他の手段による提出は不可）参加自体は自由であり、辞退しても以後における不利益な扱いはしない。
- (8) 参加に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。
- (9) 次のいずれかに該当する参加表明は、無効とする。
  - ア 実施要領等に示した参加者に必要な資格のない者が行った応募
  - イ 参加者の記名及び押印を欠く参加表明又は参加事項を明示しない応募
  - ウ 参加表明書等に虚偽の記載をした応募
  - エ 誤字又は脱字等により意思表示が不明確な応募
  - オ 2通以上の書類提出がなされた応募
  - カ その他実施要領等において示した参加に関する条件に違反した応募
- (10) プロポーザル関連スケジュール変更については、甲府市ホームページ（事業者向け情報／入札・契約／入札情報（その他・公募型））へ随時掲載する。）
- (11) 企画提案書の提出に当たって、既存のネットワーク構成図及びパソコン機器等の配置並びに情報セキュリティポリシー等の情報が必要な者には、機密保持確認書（様式7）を提出し

たうえで、情報提供又は閲覧を許可するものとする。

- (12) やむを得ない理由等により、プロポーザルを実施することができないと甲府市教育委員会  
が判断したときは、プロポーザルを中止する場合がある。その場合においても、応募に関わ  
る全ての経費は甲府市教育委員会に請求できない。

以 上